

第1日

令和4年6月9日（木）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより、令和4年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期について、お諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から6月24日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

11番浅尾静二議員

12番柴山恭子議員

を指名いたします。

次に、表彰状の伝達を行います。議会事務局長。

○事務局長（池田篤二君） 5月25日に第98回全国市議会議長会定期総会が開催され、全国市議会議長会から表彰状の贈呈が行われました。朝倉市議会からは、一般表彰の議員15年の在職表彰として、柴山恭子議員、浅尾静二議員、中島秀樹議員が表彰を受けられました。よって、これより表彰状の伝達を行います。

柴山議員、浅尾議員、中島議員は前のほうにおいでください。

それでは、半田議長から、議員15年在職の表彰状を柴山議員、浅尾議員、中島議員の順で伝達していただきます。よろしく申し上げます。

○議長（半田雄三君） 表彰状。朝倉市、柴山恭子殿。あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規定によって表彰いたします。令和4年5月25日。全国市議会議長会会長清水富雄。代読です。おめでとうございます。（拍手）

表彰状。朝倉市、浅尾静二殿。以下同文でございます。おめでとうございます。（拍手）

表彰状。朝倉市、中島秀樹殿。以下同文でございます。おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（池田篤二君） それでは、表彰を受けられました皆様を代表しまして、浅尾静二議員に御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○11番（浅尾静二君） ただいま表彰を受けました3名の議員を代表いたしまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

本日は、このような表彰を受けることができました。これは、私どもにとりまして誠に身に余る光栄であります。これも、ひとえに市民の皆様、そして同僚議員、そして議会事務局または執行部の皆様の本当に御協力、御支援の賜物と深く感謝を申し上げる次第であります。

私ども議員になりまして15年間、あっという間でございました。本当に市民の皆様の負託に応えることができたのか、この表彰に値する仕事をしてきたのかと自問自答をするばかりではございますけれども、本日このような受賞を受けたことを契機に、なお一層精進を重ね、朝倉市発展のために微力ではございますけれども尽くしてまいりたいと思う次第でございます。

最後になりますけれども、今後ともなお一層の皆様の御指導と御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。（拍手）

○事務局長（池田篤二君） ありがとうございます。

以上で伝達を終わります。

○議長（半田雄三君） これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告13件、議案7件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出され、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます前に、ただいま全国議長会より永年勤続ということで表彰の伝達を受けられました3名の議員の皆様方、おめでとうございます。今日まで朝倉市政の運営や市の発展に大変な御尽力を頂きましたことに対し、心から感謝申し上げます。今後とも朝倉市政、住民福祉の向上のためにお力添え頂きますようお願い申し上げます。

本日ここに、令和4年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、私が2期目の市長就任後初めての定例会でございますので、今後の市政運営に対する私の所信や、基本姿勢などを申し上げまして、議員の皆様をはじめ市民の皆様、関係各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、4月の市長選挙によりまして、引き続き市政を担わせていただくことになりました。改めて、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。無投票となった結果におごることなく、謙虚な気持ちで市政を進めていきたいと考えております。

今回の市長選挙に当たり、私は1期目4年間の取組をさらに充実し、発展させるために、「市民と創る朝倉」をお示ししました。そして、誰もが住みたい朝倉を目指していくことを市民の皆様にお約束をいたしました。価値観が多様化する中においても、朝倉市が一番いいところだと思えるようなふるさとづくりに取り組んでいく決意であります。

全ての世代に夢、希望、笑顔のあふれる朝倉市を目指し、地方創生をはじめとする様々な施策を議会、市民の皆様とともに考え、実行してまいります。

さて、現在ロシアによるウクライナ侵攻が行われており、平和的解決が求められております。その影響による経済損失は、世界の経済成長が大幅に減速する一因となることが見込まれ、燃料、食料等の価格が上昇しております。

このような状況下にあっても、我々は着実にまちづくりを進めていかなければなりません。そのためにも、地方に影響を及ぼす国政の動向を注視し、時代の潮流を的確に捉えていかなければならないと考えております。

また、現在の朝倉市が取り組むべき課題は多岐にわたっております。これらに対処するため、2期目に当たっての市政運営の基本的な考え方について述べさせていただきます。

現時点で、具体的に事業としてお示しできるものや、今後検討していくものもありますが、大きな方向性として話をさせていただきます。

私は、市長選挙におきまして、誰もが住みたい朝倉を目指すための4つの柱をお示しいたしました。

第1の柱は、「つよい『朝倉』」です。

平成29年7月九州北部豪雨災害から5年が経過しようとしておりますが、災害復旧事業は国、県をはじめ、関係各位の御尽力により着実に前へ進んでいます。今後も復旧事業の総仕上げに向け取組を続けます。

また、被災地の復興については、朝倉市復興実施計画に基づき防災拠点施設、防災広場、伝承広場等の整備を加速してまいります。

さらに、公共施設等の治水対策や、地域防災力の強化などに取り組むことにより、災害に強い安全、安心なまちをつくります。

第2の柱は、「次世代『あさくら』」です。

国の骨太方針に足並みをそろえ、持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向けた取組を進めます。

次世代のため、地域におけるデジタル・トランスフォーメーション「DX」を進めてまいります。

まず、地域の拠点である地域コミュニティ施設にオンライン・Wi-Fiの設置を進

め、会議や講座、研修などの充実を図り、地域づくりDXに取り組みます。

また、農業や商工業など地域産業のDX促進への取組についても、市として検討してまいります。

さらに、カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）など、環境に配慮した新しいまちづくりに向けた計画を策定してまいります。

その一環として、再生可能エネルギーの推進のために、住宅用太陽光発電システム設置等の補助については、本年度から取組を始めます。

第3の柱は、「ふるさと『朝倉』」です。

日本全国の多くの自治体の悩みである人口減少に歯止めをかけることは容易ではありません。地道に、着実に地方創生事業を進めていくことしか対策はないと思っています。今まで続けてきた「縁結び事業」をさらに進めていくとともに、多子世帯への応援事業等を検討し、子育て支援を拡充してまいります。

また、都市圏などからの交流人口の増加を図るため、水の回廊構想を具体化してまいります。朝倉市の貴重な財産である「水」をテーマに、ソフト、ハードの両面について早急にまとめ、進めてまいりたいと考えています。

このような地域資源と、歴史や文化を組み合わせ、市内外へ大いに発信し、朝倉市民が誇れるふるさとづくりに取り組みます。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、ウィズコロナに対応できるまちづくりにも取り組みます。

第4の柱は、「夢・希望・笑顔『あさくら』」です。

子どもから高齢者まで、健康で居心地のいいまちづくりを目指すため、朝倉診療所を健康増進及び予防医療の中核として機能向上を図るとともに、公共施設のユニバーサルデザイン化にも努めてまいります。

また、老朽化した地域コミュニティ施設の改修などの整備を行い、先ほど申しました地域づくりDXなどにより、地域活動が活性化するように取り組みます。頑張る地域、住民と協働し、市民が住み続けたいまちづくりを推進いたします。市民の御意見をしっかりと伺いながら、市民目線の行政運営に取り組んでまいります。

ここで、大型事業についても少し話をさせていただきたいと思います。

新庁舎建設については、本定例会にも関係予算を計上しておりますが、災害からの復旧・復興のシンボルとなるよう、令和7年度の完成を目指し進めてまいります。

甘木駅周辺整備についても、国、県、関係者と協議しながら、前に進めてまいります。

十文字公園整備については、3月定例会でも答弁しましたように、私の任期中である令和7年度までの総合的体育施設の建設は、非常に難しい状況にあると考えています。しかしながら、体育施設以外の公園機能については、必要な整備を早急に検討いたします。

以上、4本の柱と大型事業などに対する考え方を申し述べましたが、私は市民の皆様、

そしてその代表である議員の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていくため、朝倉市の陣頭に立ち、住みよいまちづくりに邁進する決意であります。重ねて御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げ、2期目の市長就任に当たっての挨拶といたします。

それでは、続きまして議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では、報告について13件、補正予算について4件、条例の一部改正について1件、市道路線の認定について1件、字の区域の変更について1件、合計20件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から第13号までについて説明申し上げます。

報告第1号の専決処分の報告につきましても、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第2号及び報告第3号の専決処分の報告につきましても、交通事故及び物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第4号令和3年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましても、三奈木コミュニティセンター整備事業、子育て世帯等臨時特別支援事業、道路新設改良事業、消防水利施設整備等事業、災害復旧事業等について繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第5号令和3年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告につきましても、災害復旧事業について、やむを得ず事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越し繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第6号令和3年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告につきましても、河川災害復旧に伴う配水管布設工事等について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第7号令和3年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告につきましても、雨水対策のための改良工事、河川災害復旧に伴う下水道布設工事及び農業集落排水処理施設の更新工事について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第8号から報告第13号までにつきましても、公益財団法人あまぎ水の文化村、株式会社カマダス及び株式会社三連水車の里あさくらの令和3年度の決算及び令和4年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第36号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食料等の物価高騰に直面する住民税非課

税世帯や、低所得の子育て世帯等に対し、給付金を支給するための経費を補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1億6,850万円を追加し、予算総額を347億3,550万円といたしました。

また、歳出に伴う財源として、国庫支出金1億6,850万円を計上いたしました。

なお、一日でも早く支援するため、本議案につきましては、本日、先行して審議を頂く予定でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、第37号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、市長選挙により、令和4年度当初予算を骨格予算として編成したことに伴う政策的な経費等及び新型コロナウイルス感染症対策において、緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ13億7,445万5,000円を追加し、予算総額を361億995万5,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として行うキャッシュレス決済キャンペーン事業費、プレミアム商品券発行補助事業費、学習支援員等による教育支援事業費、公園施設の抗菌化事業費等の市独自の地方創生臨時交付金事業費及び新庁舎の修正設計等を行うための庁舎建設事業費等に2億9,686万4,000円を計上いたしました。

民生費では、あさ暮らし住宅補助事業と連携し、児童手当受給世帯に上乗せ補助を行う子育て世代定住促進事業費、縁結び相談室の改修事業費等に1,592万円を計上いたしました。

衛生費では、脱炭素化に向けて、令和4年度から新たに取り組む住宅用太陽光発電システム設置補助事業費、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費、中学生以下インフルエンザ予防接種助成事業費等に1億6,235万7,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、三連水車の里あさくら施設内の木柵改修事業費、林業用作業道開設補助事業費等に3,917万8,000円を計上いたしました。

商工費では、あさくらまつりに対する補助金、コア山を活用したマウンテンバイクパークオープンに係る事業費等に1,379万7,000円を計上いたしました。

土木費では、防災拠点施設等整備事業費、道路新設改良等を行う社会資本整備総合交付金事業費、長谷川整備事業費、あさ暮らし住宅補助事業費等に4億5,113万9,000円を計上いたしました。

消防費では、消防団ポンプ車購入事業費、耐震性貯水槽設置事業費等に8,050万円を計上いたしました。

教育費では、立石小学校校舎増築改修事業費、比良松中学校バリアフリー化事業費、小中学校新型コロナウイルス感染症対策・学習補償等支援事業費等に1億7,090万円を計上いたしました。

災害復旧費では、宅地耐震化推進事業費に1億4,380万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として、国庫支出金 5 億 2,036 万 8,000 円、県支出金 1,747 万円、市債 6 億 1,060 万円、財政調整基金からの繰入金 1 億 4,064 万 6,000 円等を計上いたしました。

第 38 号議案令和 4 年度朝倉市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、資本的収入及び支出において、水道未普及地域の整備のため、資本的収入を 2,495 万円増額し、収入合計を 2 億 2,288 万 1,000 円とし、資本的支出を 2,500 万円増額し、支出合計を 3 億 6,757 万 4,000 円といたしました。

第 39 号議案令和 4 年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度まで、朝倉中央浄化センターの更新工事を行う経費について、債務負担行為を設定するものであります。

次に、第 40 号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第 41 号議案市道路線の認定につきましては、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第 42 号議案字の区域の変更につきましては、市営土地改良事業に伴い字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等頂きますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承頂きますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

なければ、次に意見書案第 1 号をお開きください。

意見書案第 1 号について、提出者代表に提案理由の説明を求めます。13 番大庭議員。

（13 番大庭きみ子君登壇）

○13 番（大庭きみ子君） ただいま議題となりました意見書案第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

朝倉市は、平成 29 年 7 月、九州北部豪雨災害より 5 年が経過していますが、災害復旧・復興のために財源が逼迫しており、さらに新型コロナウイルスの感染拡大により、新たに

多くの行政需要が発生しています。

少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障の整備、または人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

新たなニーズへの対応や、細やかな公的サービスの提供を進めるためには、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス対策として、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業及び地域経済活性化まで踏まえた十分な財政措置が重要であります。

よって、令和5年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、新たな行政需要なども把握し、歳入、歳出の的確な見積もりに基づく人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財源の確立を目指し、政府の財政支援の確立を図る必要があります。

朝倉市議会におかれましても、この理由に御賛同賜りまして、国会へこの意見書を提出していただきますように、よろしく願いいたします。以上です。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

それでは、4請願第1号をお開きください。

次に、請願書について、紹介議員の説明を求めます。12番柴山恭子議員。

(12番柴山恭子君登壇)

○12番(柴山恭子君) 請願の説明を申し上げます。

今回のインボイス制度の導入には、消費税納税の不正を防ぎ、納税の透明化を図る狙いがあります。しかし、インボイスの登録できるのは課税業者に限られるため、シルバー会員はインボイス発行することができず、シルバー人材センターが消費税分の納税をしなければなりません。

このため、これまで収入の一部となっていた消費税が手元に残らなくなることで、会員の収入の手取り額が減少することとなります。地域社会に貢献し、やる気や生きがいを持ち、高齢者生涯現役社会の実現のためのシルバー人材センターの役割は大きく、シルバー人材センターの安定的事業運営のための請願であります。以上です。

(12番柴山恭子君降壇)

○議長(半田雄三君) 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

次に、議案書第36号議案をお開きください。

お諮りいたします。第36号議案については急を要しますので、これより審議を行い、直ちに本会議において議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、ただいま提案されました第36号議案を除く議案等の質疑は、15日の本会議において行います。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時34分休憩

---

午前10時35分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、第36号議案の質疑を行います。質疑は、申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第36号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。ありませんか。

なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第36号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

---

午前11時20分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、第36号議案の審議を行います。

それでは、第36号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、朝倉市選挙管理委員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員に、平川隆夫氏、渡邊哲雄氏、植田茂氏、山崎正徳氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員に当選されました。

次に、朝倉市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員補充員に、倉光美徳氏、江藤信義氏、日野裕子氏、山口奈津紀氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、14日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時24分散会